

8木総務第 288 号

令和8年9月 25 日

木島平村代表監査委員 勝山 卓 様

木 島 平 村 長 日 碁 正 博

令和7年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見の対応について

令和8年7月 30 日付け8木監査第 16 号令和7年度木島平村一般会計及び特別会計
決算審査意見について、次のとおり対応します。

第3 総 括

(1)収納対策について

①村税・国民健康保険税の収納率及び収入未済額は次のとおりである。

	7 年度末	6 年度末	比較
村税収納率	93.3%	90.8%	+2.5 ポイント
村税収入未済額	28,740 千円	30,049 千円	△1,309 千円(△4.4%)
国民健康保険税収納率	95.5%	95.3%	+0.2 ポイント
〃 収入未済額	4,273 千円	4,663 千円	△390 千円(△8.4%)

②村税・国民健康保険税の不納欠損は次のとおりである。

	7 年度末	6 年度末	比較
村税	2,898 千円	11,793 千円	△8,895 千円(24.6%)
国民健康保険税	270 千円	282 千円	△12 千円(95.7%)

本年度の不納欠損額は、現年度分と過年度分合せて村税が 2,898 千円、国民健康保険税は 270 千円となっている。その要因を再度検証し、今後も公平性・平等性の観点と財源確保のため、引き続き回収に努力されたい。

なお、不納欠損処理は最終手段であり、不納欠損処理につながらないよう滞納が

発生した際は、初期の段階で早期回収に努められたい。

対応

不納欠損処理につきましては、地方税法の規定に基づき、財産調査等の手段を尽くした上で滞納処分の継続が困難と認められる場合に執行停止を行い、その後の手続きとして処理しています。

執行停止の主な理由としては、相続人全員が相続放棄した場合や、生活困窮により納付能力が認められない場合など、いずれも客観的に徴収が不可能と判断されたやむを得ない場合となります。

引き続き、税負担の公平性を確保する観点から、滞納が発生した際には早期着手、早期回収を基本として取組むとともに、執行停止の判断についても適切かつ慎重に対応します。

- (2) 新地方公会計制度(日々仕分方式)については、財務運営向上の観点から効果・課題等について十分な研究を行い、制度への知見を深められたい。

対応

地方公会計制度(日々仕訳方式)を取り入れている自治体の状況について確認を行い、効果・課題等について研究を進めます。

- (3) 特産品開発推進奨励補助金については、地域資源を使用した加工品等で特産品として開発する事業を補助対象としているが、令和7年度の実績において、特産品開発とは判断しにくい事例が見受けられた。この原因には、補助対象となる事業の要件が不明瞭で、解釈が曖昧になってしまうことが考えられる。現状のままでは、今後申請があった際に、判断にばらつきが生じ、公平性や制度の趣旨が損なわれる可能性が懸念される。本補助金の目的に沿った適切な運用となるよう、補助対象となる要件等を改めて精査し、規定の明確化をされたい。

対応

公平かつ適正な補助金運用のため、規定の精査と明確化を進めます。

多様な提案を柔軟に受け入れつつ、特産品開発推進奨励補助金の申請要件や補

助対象となる範囲について事業採択においてばらつきが生じないように、年度内に実施します。

(4)小水力発電特別会計の売電収入について、設備への木片等の詰まりにより発電量が激減し、年間の売電収入が前年比約 144 万円の減少となった。業務の委託契約書には「日常点検業務」の具体的な内容の記載がない。また、事故発生時の報告書等も作成されておらず、事後の対応状況が確認できない等、契約書の不備が見受けられるため、日常点検業務等を明確に規定されたい。売電収入は村の貴重な財源であり、適切な施設管理が不可欠である。日々の発電量を確認し、異常が認められた際には即座に対応されたい。

対応

日常点検業務委託事業者と協議を行い、日常点検業務において行うべき事項を再確認いたします。また、日々の発電量の確認を担当係と委託業者の双方で行い、発電数値に著しい低下が認められた際には、委託事業者と連絡を密にし、早期の改善を図ります。

第4 財政の構造

村債については令和7年度の発行額が 460,500 千円、元利償還金残高は定期償還に加え繰上償還等を実施し前年度末の 101.2%となる 2,772,799 千円となった。基金については、627,973 千円の取り崩しを行ったが基金積立も実施し、基金残高は前年度末より 52,321 千円増の 101.8%で 3,003,157 千円となり、基金残高が村債残高より上回った。

実質公債費比率が 8.4%で前年度対比 2.6 ポイント改善された。実質公債費比率は令和3年度をピークに減少に転じ、今後も緩やかに下降していくものと予想されている。

しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後も総合的な判断のもと、実質公債費比率が 18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法によるその他3指標についても、引き続き数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

対応

指標に示すとおり村の財政状況については、健全な状態であり、実質公債費比率についても令和4年度以降、改善が続いている状況です。しかしながら、令和7年度、令和8年度と起債借入額の大幅な増加が続いており、今後は徐々に実質公債費比率の上昇が見込まれます。

財政計画や公共施設等総合管理計画に基づき、起債発行額が過剰なものとならないよう、普通建設事業費の平準化を図るとともに、適切な維持管理を進め、健全財政を維持していきます。